「株式会社国際協力銀行法施行規則案」に対する意見募集の結果について

令和８年９月 16 日
財　　務　　省

財務省では、「株式会社国際協力銀行法施行規則案」について令和８年８月６日（木）から令和８年９月４日（金）までの間、ホームページ等を通じて意見募集を行いました。

その結果、12 件御意見をお寄せいただきました。

本件に関して、お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する財務省の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいた御意見については、取りまとめの都合上、適宜要約・分割しております。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも財務省行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【凡例】

JBIC：株式会社国際協力銀行

JBIC 法：株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）

JBIC 法施行令：株式会社国際協力銀行法施行令（平成 23 年政令第 221 号）

新業務指針：認定特定海外事業促進業務指針（令和８年９月内閣府・財務省告示第６号）

推進法：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律 43 号）

基本指針：特定海外事業の促進に関する基本指針（令和８年９月 11 日閣議決定）

| | 御意見の概要 | 御意見に対する財務省の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 第４条第１号ヌについて、「大幅に抑制される」との表現は定量的な基準が示されておらず、運用の予見可能性を損なう恐れがある。そのため、「主務大臣が別に定める基準に基づき大幅に抑制される製法」等と規定を改める | 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。<br>なお、御指摘の本規則第４条の特定外国法人が行う事業につい |

| | | |
|---|---|---|
| | か、判断にあたっての評価基準をガイドライン等で明確化・公表することを提案する。 | ては、旧 JBIC 法施行規則の令和５年改正時に加わった条文であり、これまで特段の課題は生じていないと考えています。 |
| ２ | 第８条の２第１項について、劣後的政府貸付けの免除手続における財務規律と説明責任を担保するため、要件を明確化する必要があり、添付書類が「財務状況その他免除の必要性を判断するために必要な情報」のみでは抽象的である。劣後的政府貸付けの債権免除申請における透明性と財務規律の確保の観点から、添付書類の記載事項として「経営改善に関する計画」及び「免除以外の手段による対応が困難である理由」を明記することを提案する。 | 本規則第８条の２第１項に規定する JBIC 法施行令第５条の２第３号の特約による劣後的政府貸付けに係る債権の免除を求める場合の申請書については、JBIC 法施行令第５条の２第３号の特約に該当するかどうかを判断するために必要な書面を定めるものであり、御指摘の記載事項の要否も含め、JBIC の状況に応じ、必要な書類を提出することとしています。 |
| ３ | 第９条第１項第５号及び第９条の２第１項第５号に関し、特別業務及び認定特定海外事業促進業務の実施状況については、自社体制のみの評価では客観性の担保が不十分となる懸念がある。そのため、評価・監視体制における外部視点の活用の観点から、評価及び監視に関する規定に「外部有識者等の意見の反映」に関する事項を追加することを提案する。 | 御指摘の内容については、新業務指針において、認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制について、認定特定海外事業促進業務の適切な運営に関して客観的な評価及び監視等を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関が認定特定海外事業促進業務の実施状況を評価し、会社に対して、その評価結果を報告する体制を確保するよう求めています |
| ４ | 第５条等について、イスラム金融等の実務において、何をもって利息や貸付け等と「同視」するかは解釈が分かれやすいことから、省令の施行に合わせ、同視規定の具体的な解釈・運用指針を提示・公表することを提案する。 | 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。<br>なお、御指摘の JBIC 法施行規則第５条等の主務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものについては、旧 JBIC 法施行規則の平成 28 年改正時に加わった条文であり、これまで特段の課題は生じていないと考えています。 |
| ５ | 「地球温暖化・気候変動を抑止する事業」、「自然環境・生態系の維持・回復を行う事業」、「脱化石燃料、代替資源の開発・生産を行う事業」など、人類の生命維持に必要な喫緊の事業も、最重要項目として追加すべき。 | JBIC は JBIC 法第１条第１項において、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等を目的としており、高度な環境技術を活用した太陽光発電やエネルギー |

| | | |
|---|---|---|
| | | 効率の高い発電所の整備、省エネ設備の導入等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、融資・保証及び出資を通じた支援を拡充するため、地球環境保全業務を実施しています。<br>引き続き、同業務の実施を通して、地球温暖化の防止等の地球環境の保全に貢献してまいります。 |
| ６ | なぜこのように改正が必要か、指定事業は適切かを検証するため、１年の時限法にすべき。 | 貴重な御意見として承ります。<br>なお、本規則については、JBIC の業務の状況など、必要に応じて、適切に見直してまいりたいと考えています。 |
| ７ | 説明義務を明確にするため、改正に携わる個人名の明記を求める。 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等を踏まえ、引き続き、適切に対応してまいります。 |
| ８ | 必ず報告書を国民に見せること。 | 認定特定海外事業の実施状況については、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながらフォローアップを行い、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 |
| ９ | 現行の条文では、国民の誰も分からない。日本国民誰が見ても理解できるわかりやすい条文を作成すること。 | 貴重な御意見として承ります。 |
| 10 | 本省令案第８条の２にでは、株式会社国際協力銀行が劣後的政府貸付けに係る債権の免除を求める場合、会社の財務状況その他免除の必要性を判断するために必要な情報を添付した申請書を主務大臣に提出することができる | 劣後的政府貸付けに係る債権の免除の申請については、御指摘のとおり、当該債権の免除が必要でないと判断した場合には、明示的に JBIC に通知する規定は設けておりません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | とされており、また、申請があった場合、主務大臣は財務大臣に協議することができ、協議の結果、財務大臣が債権の免除を必要と認めるときは、所定の方法により免除を行い、その旨を会社へ通知することとされている。<br>　このため、免除を行う場合については、申請から免除の実施及び会社への通知までの処理経路を確認できるが、主務大臣が財務大臣との協議に進めない取扱いとした場合、又は協議後にその時点では債権の免除を行わない取扱いとなった場合に、会社が、当該申請について免除に向けた検討が継続している状態なのか、現時点では免除手続を進めない状態なのかを区別するための受渡しを明確には確認できない。<br>　そこで、第８条の２に基づく申請について現時点では免除手続を進めない取扱いとなった場合にも、既存の連絡又は記録の方法を利用して、会社が当該申請について「検討継続中」であるのか「現時点では免除手続を進めない状態」であるのかを区別できる機能を確保することを提案する。 | 　この点、JBIC が劣後的政府貸付けに係る債権の免除を申請していることを踏まえると、当該債権の免除の必要がないと判断した場合であっても、会社の経営状況は芳しくないことが想定されます。<br>　そのため、当該債権の免除の必要がないと判断した場合であっても、主務大臣は JBIC をしっかり監督し、経営状況の改善を図る必要があると考えており、この中で当該申請の状況や、免除が認められなかった場合の理由について、その時々の状況を踏まえながら、JBIC としっかりコミュニケーションをとってまいりたいと考えています。 |
| 11 | 　今回の改正では、「主務大臣」等への変更や認定特定海外事業に関する要素が多く見られるが、これに加えて国税調査での質問検査権に関する取り決めを記載することを推奨する。 | 　JBIC では、法令等の遵守に関する基本方針において、役職員等は、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならないとしており、御指摘の国税調査も含め、適切に対応するものと承知しています。 |
| 12 | 　第４条に規定された重要資源開発やエネルギー・蓄電池・素材分野への支援は時宜を得たものである。公的金融機関である JBIC が持つ信用力を最大限に発揮し、民間単独では困難な大規模・長期的な海外エネルギー・資源権益の獲得に対し、躊躇なく迅速かつ果断に投融資を実行すべきである。 | 　JBIC では、例えば、日本企業による海外での資源権益の取得や資源開発、輸入等への支援を通じて、日本経済の健全な発展のために不可欠な資源の安定的な確保に貢献しており、引き続き、こうした分野への支援に務めることが重要であると考えています。 |
| 13 | 　本制度による支援が単なる外資・外国企業への資金流出や、国内生産拠点の海外流出（産業の空洞化）を招いては本末転倒である。支援対象案件の認定にあたっては、確保された資源・エネルギー・技術が日本国内の生産現場 | 　本制度は、グローバル化の進展で我が国産業と国際経済との関係がますます深まる中で、我が国の経済安全保障の確保のためには、国内での取組を充実させるのみならず、価値観を共有する同 |

| | | |
|---|---|---|
| | や国民のエネルギー安定供給に直接結びつくことを明確な要件とすべきである。 | 盟国、同志国、そしてグローバルサウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっているとの認識に基づき、新たに創設するものです。<br>本制度により、我が国の経済安全保障がより強固になるとともに、例えば海外事業で得られた知的財産権やデータなどを活用した国内投資の創出や、海外展開を通じた我が国の技術、ノウハウ、人材の維持向上など、様々な面で国内産業への裨益があるものと考えています。<br>その上で、推進法第 85 条の２第１項の規定に基づき定めている基本指針においては、特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項として、国内への裨益が適切に確保されるべきこと等について明記しています。 |
| 14 | 第９条の２に基づく基本方針の策定にあたっては、海外権益の実質的な確保状況と国内供給への寄与度を厳格に評価・監視する体制を敷き、真の経済安全保障に資する事業を推進することを強く求める。 | 本制度は、事業者からの計画の申請を受けて、主務大臣が支援対象事業の認定を行うものであり、特定海外事業の認定については、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に当たっては、「特定海外事業の内容が特定海外事業促進基本指針に照らし適切なものであること」等を精査するとともに、当該特定海外事業の内容や実施期間等について、我が国の社会経済構造の自律性の向上や、我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保の観点から総合的に勘案し、経済安全保障の確保に関する総合的かつ効果的な推進により資するものであると認められる事業を優先的に認定することとしています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | また、同指針においては、認定後においても、「法第 85 条の６の規定に基づく認定特定海外事業者からの報告等も活用しながら、認定特定海外事業の実施状況を把握」することとしており、制度全体をとして、経済安全保障上重要な海外事業を促進し、安全保障の確保を図ってまいります。 |
| 15 | 制定文中「株式会社国際協力銀行法・・・、第三十三条第一項及び『二項』並びに・・・」と規定を摘示しているがこの『二項』は『第二項』とするのが適切ではないか。 | 御指摘ありがとうございます。制定文を修正させていただきます。 |
| 16 | 制定命令案第二条柱書中「・・・主務省令で定める法人は、次に掲げる『法人』とする。」と規定しているが、制定命令案第十条柱書では「・・・金融機関その他の法人は、次に掲げる『もの』とする。」と規定しており平仄が取れていないのではないか。この点、制定命令案第四条柱書では「・・・事業は、次に掲げるものとする。」と規定しているところ、『もの』で受けるように統一すべきではないか。 | 御指摘ありがとうございます。「…で定める法人は、次に掲げるものとする。」という前例も多々ありますことから、案のとおりとさせていただきます。 |
| 17 | 制定命令案第二条柱書中「・・・主務省令で定める法人は、次に掲げる『法人』とする。」と規定しているが、同条各号で掲げる法人を『者』と掲げているのはなぜか。例えば、制定命令案第十条のように法人を掲げる場合に法人の内数である「銀行」等や「会社」等を掲げるのであれば理解できるが、法人より広い概念である「者」で掲げる必然性はないため、せめて『者』を『法人』として掲げるべきではないか。仮に、この『者』に法人以外のものを含める余地を残すことを企図しているのであれば、「主務省令で定める『法人』」としている法律の委任規定から不備があることとなるため再考されたい。 | 御指摘ありがとうございます。第２条の柱書において、「…主務省令で定める法人は、次に掲げる『法人』とする。」と規定していることから、各号に掲げる「者」については、法人であることが前提となっております。そのため、法律の委任規定の関係でも問題ないと考えています。 |
| 18 | 初回から巨額の資金を一括して投下するのではなく、事業の進捗や技術的・戦略的達成度に応じた段階的評価」を融資・出資・保証の条件とするこ | 新業務指針において、主務大臣に対する情報の提供に当たって留意すべき事項として、「十分な民間資金動員を行い、当該事業を |

| | | |
|---|---|---|
| | と。<br>資金の流出入やプロジェクトの進捗について、機微情報を保護しつつも、国民が事後的にその妥当性を検証できるようなオープンデータ化、又は客観的な第三者評価の仕組みをガイドラインに明記すること。 | 実施可能とするために適切と認められる本制度による支援ツール、必要な支援額及びその他の条件等について精査し、その結果を主務大臣に情報提供すること。」としており、こうしたJBICからの情報提供も踏まえ、特定海外事業の認定を行ってまいります。<br>また、事業の実施状況やフォローアップ内容については、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 |
| 19 | 不確実性の高い先端技術やグローバル案件において、民間企業や現場が挑戦すること自体は奨励されるべきであり、事業の成否のみをもって現場の責任を過度に問うべきではない。<br>その一方で、資金を拠出・選定したJBIC及び主務官庁については別基準を適用する。<br>事前のリスク評価の怠慢、不透明な選定プロセス、事後チェックの形骸化、あるいは結果として特定の企業への癒着やずさんな資金管理が発覚した場合には、執行側の責任を厳格に追及できる規定・監査体制を明確に位置づけること。<br>また、支援対象の選定やプロジェクトの実行段階において、特定の既存大企業グループや一部のコンサルティング層に利益が偏重する既得権益化を防ぐため、新規参入企業やスタートアップに対しても公平にアクセスできる審査基準を設けること。<br>加えて、多重下請け構造による不透明な中間マージンの発生を防ぎ、真に現場で技術開発や供給網構築を担う実務者に資金が適正に行き届くための | 本制度においては、投資の適切性、透明性を確保すべく、推進法第85条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うこととしております。<br>また、認定後の実施状況については、推進法第85条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBICを通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしております。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながらフォローアップを行ってまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 実態把握・監査プロセスを執行側の責任において義務付けること。 | |
| 20 | 減税・小さな政府・民間自由主義の立場から、本規則案に対して以下の４点について修正及び配慮を求める。<br>① 民間ビジネス・金融の機会を奪う「民業圧迫（クラウドアウト）」の徹底防止の観点から、本規則案においては、JBIC の補完的役割を「民間金融機関ではリスクが大きく単独対応が不可能な案件」に厳格に限定する要件を規定すべき。<br>② 潜在的な財政リスクの抑制と増税圧力の回避の観点から、出資や融資の認可基準は民間以上に厳格化し、失敗のツケを将来の増税や国民負担に回さない仕組みを徹底すべき。<br>③ 行政の裁量権拡大の抑制と明確な客観基準の策定の観点から、主務大臣や JBIC の裁量によって融資・出資対象の決定が行えるような曖昧な規定を排除するとともに、定量的かつ明確な客観的審査基準を規則内に明記することを求める。<br>④ 定期的な費用対効果の事後検証（VFM の評価）を行い、国民及び国会へ詳細な実績とリスク評価を開示する規定を盛り込むべき。 | まず、「民業圧迫」との御指摘に関してですが、一般業務及び特別業務については、JBIC 法第１条第１項に「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨」とすることを規定しており、また、認定特定海外事業促進業務については、JBIC 法第 13 条第１項第３号において、JBIC が劣後出資等を行わなければ当該出資等に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による出資等が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該出資等を行うことで当該出資等に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合について、劣後出資等を行うことができるとされています。<br>次に、「財政リスク抑制」や「客観基準の策定」等に関してですが、JBIC では、一般業務勘定について、JBIC 法の規定に基づき、収支の健全性の確保に努め（収支相償）、その金融判断にあたっても、融資等の回収の見込み（償還確実性）について十分な審査を実施しており、また、特別業務勘定については、個別案件毎の「償還確実性」要件は適用されないものの、勘定毎の収支相償原則の下で十分な審査を実施しています。<br>また、認定特定海外事業促進業務勘定については、投資の適切性及び透明性を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 必要な審査を行った上で認定・支援を行うこととしております。<br>最後に、情報公開に関しては、JBIC では、年度毎の業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を HP で公表しており、引き続き、積極的な情報公開に努めるよう監督してまいります。<br>なお、認定特定海外事業に関する情報の公開に関しては、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 |
| 21 | 案文には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が一切示されておらず、行政裁量が極めて広いまま運用される危険性がある。<br>本規則案に、透明性・安全性・縦割り行政の解消・人材育成の健全性を確保するための成果目標と KPI の設定を強く要望する。<br>国民の税金を使う制度である以上、妥当性の高い制度運用を進めていただきたい。 | 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 |
| 22 | JBIC は政府系金融機関であり、国民の税金が使われている。JBIC の支援企業の天下り関連の監査件数や、不正発覚時の改善措置実施率など、不正の防止を徹底的に行っていただきたい。 | 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 |
| 23 | 支援する企業を決定した場合に、その理由を国民に見えるよう開示・報告を徹底していただきたい。また、逆に支援を不許可した理由も徹底的に開示し、報告していただきたい。運用の透明性を求める。 | JBIC では、これまでも、融資契約の締結等について、企業の機微情報等に差し支えない範囲で HP 等での公表に努めているところです。<br>また、認定特定海外事業については、政府が事業の認定を行うこととなっており、認定・実施状況については、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 |

【お問合せ先】
財務省国際局開発政策課
電話番号：（代表）03-3581-4111（内線 2909）
（直通）03-3581-8033